

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2012年2月度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年2月（中部地方）
エアバッグ類（運転席・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第7条1.(5)＞
- H24年2月（近畿地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類（運転席・シートベルトプリテンショナー）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第7条1.(5) および(8)＞
- H24年2月（関東地方）
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
＜規約第7条1.(5)＞